

最近法規情報

2024 年 7 月に公布された主な法規

北京大地律師事務所

■ 『中華人民共和国保守国家秘密法实施条例』

国務院 2024 年 7 月 22 日公布 2024 年 9 月 1 日より施行

https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6963933.htm

国務院は、新『保守国家秘密法』の貫徹実行、及び国際・国内政治情勢や秘密保持業務の新たな状況に適応し、国家秘密の保護を強化する目的で、2014 年の保守国家秘密法实施条例の一部を改正した。例えば、秘密を定義する権限を持つ機関や部門は、国家秘密事項の一覧表を作成し、秘密保持事項項目を明確にする必要がある。（第 13 条）

各日系企業は自社の経營業務が国家秘密に関わるか否かの識別、及びリスク評価を行う必要がある。また特に軍需産業、ハイテク産業、先端技術産業分野の国家秘密に関わる情報、及び機微な政治上の話題などを、WeChat グループ上や写真をアップするなどの方法で保存、拡散、流布することを個人としても避けなければならない。

■ 『改革の更なる全面的深化による中国式現代化推進に関する中国共産党中央委員会の決定』

中国共産党中央委員会 2024 年 7 月 21 日公布

https://www.gov.cn/zhengce/202407/content_6963772.htm

第 20 期中央委員会は、中国共産党 20 大戦略貫徹のため、また 2035 年社会主義現代化目標の基本的実現に向けて、改革の全面的深化に関わる 60 項目の重大改革措置を 15 方面から提出し、本決定を公布した。例えば、国有企業の改革深化、民間経済促進法の制定、全国統一の大市場構築を挙げており、加えて外商投資と対外投資管理体制の改革を強化し、国外人員の入国居住、医療、支払いなど生活面の利便制度などを完備するとした。（第 5 条、第 6 条、第 26 条など）

当該決定措置は原則性が強く、将来的な発展戦略としての位置づけに留まるものであり、今後各地方政府部門から具体的な実施細則が公布される可能性が高いため、各日系企業は現地の政策動態に随時注目しつつ、コンプライアンス運用方法を会得する必要がある。

■ 『肉製品生産監督検査操作ガイドライン』

国家市場監督管理総局弁公庁 2024 年 7 月 22 日公布

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/spscs/art/2024/art_8c732295afdf481bb3922397a4852768.html

肉製品の食品安全監督を一層強化し、各地の市場監督管理部門の生産監督・検査業務を指導するため、国家市場監督管理総局は本ガイドラインを整理・作成した。本ガイドラインに

は、監督管理部門が肉製品生産企業を検査する際のポイントと検査方法が列挙されている。例えば、生産者の資質面の検査では、営業許可証と食品生産許可証が有効であるか、情報が実態と一致しているか、また、食品生産許可証の原本が生産施設内の壁面に掛けてあるか、目立つ場所に置かれているかなどを重点的にチェックする。(第1条)

本ガイドラインは、あくまで監督管理部門の業務指導文書であり、法執行の根拠となるものではない。とはいえ、各日系企業においても、自社の生産事業が規則に適合しているかどうかや、リスクの有無などを判断する際、本ガイドラインを参照し、監督管理部門のチェック方法に沿って対応や是正を進めることができる。

■『政府調達分野における「市場秩序整備、法律法規体系構築、産業発展促進」の3年行動方案(2024-2026年)』

国務院弁公庁 2024年7月4日公布

https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6961215.htm

国務院弁公庁は、政府調達市場の秩序をより規範化し、現在中国の政府調達分野に存在する主な問題に対応するため、本方案を制定した。本方案は市場秩序の整備、法律法規体系の構築、産業発展の促進、及び保障措置の提供など4方面における12項目の対応措置を提出した。

例えば、購買者に差別条項を設ける行為や、購買代理機構による悪質な料金徴収、サプライヤーによる虚偽材料の提供、サプライヤーの囲い込み・談合など4種類の違法違反行為に対し、継続的に特別取締まりを展開している。政府調達における中国製品(中国の外資系企業が生産する製品を含む)の標準体系を確立することにより、中国の内資及び外資企業が公平に政府調達プロジェクトに参加できるようになる。

■『会社登記管理実施弁法』(意見募集稿)

国家市場監督管理総局 2024年7月26日公布

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_6c1c7053a1024d33b43857de73377c96.html

新たに改正された『会社法』の実施と、会社登記管理方法を規範化し、またビジネス環境の最適化を進め、既存会社における新旧会社法適用問題を処理するため、国家市場監督管理総局は本弁法を起草し、7月26日から2024年8月26日まで一般意見を公募している。本弁法は会社登記事項に関する登記ルール、具体的な要件、及び政府当局の監督管理などを規定している。例えば、既存会社における出資期間の調整範囲を具体的に挙げており、会社の登録資本金の明らかな異常を判断するために考慮すべき状況に言及している。(第9条、第11条)

本弁法は、各日系企業が市場監督管理局において、株主、法定代表人、董事、監事、高級管理職、登録資本金などの事項の登記や変更届出を法定通り行う上で重要な参考価値がある。各日系企業は本弁法の制定動態を適時に把握し、企業コンプライアンス経営とガバナンスの強化を進めることが求められる。

■『河南省、雲南省における144時間トランジットビザ免除政策の拡大に関する国家移民管

理局の公告』

国家移民管理局 2024 年 7 月 15 日公布 2024 年 7 月 15 日より施行

<https://www.nia.gov.cn/n897453/c1662221/content.html>

2024 年 7 月 15 日、中国国家移民管理局は、鄭州新鄭国際空港、麗江三義国際空港、磨憨鉄道通関地など3つの通関地を144時間トランジットビザ免除政策の新たな適用通関地とし、適用通関地を34箇所から37箇所に増やすことを発表した。この144時間のトランジットビザ免除措置が適用される場合、外国籍人員はノービザで中国に入国することができる。ただし、特定の適用条件（例えば、特定の通関地から入国しなければならない、その指定区域範囲を超えて滞在することはできないことや、第三国(地域)へ経由するためのチケットを中国入国前に購入していなければならないなど）があるため、各日系企業駐在員や外国籍人員は注意しなければならない。

■『北京市人力資源・社会保障局などの部門による 2024 年度各種社会保険納付賃金基数の上限下限統一に関する通達』

北京市人力資源・社会保障局、北京市医療保障局、国家税務総局北京市税務局 2024 年 7 月 31 日公布 2024 年 7 月 1 日より施行

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202407/t20240731_3763793.html

北京市において、企業などの保険に加入する機関が従業員のために納付する社会保険の納付基数が上方修正され、2024 年 7 月より納付上限が 35,283 元、下限が 6,821 元となり、社会保険納付基数の最低ラインが 6,326 元から 6,821 元へと引き上げられた。今回の社会保険基数の引き上げにより、企業および従業員個人が納付する社会保険料が上がるため、企業が新規雇用を増やすことを一層ためらう恐れがある。これを踏まえ、各日系企業は最新の社会保険納付基数に沿った調整を図り、企業としてコンプライアンスを前提としたコスト経費削減プランや、経営効率向上策を検討する必要がある。

■『〈北京市商務行政裁量権基準(2023 年版)〉の印刷・公布に関する北京市商務局の通知』

北京市商務局 2024 年 7 月 19 日公布

https://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202407/t20240722_3754343.html

北京市において商務分野の行政許可、行政確認事項の実施を規範化するため、北京市商務局は当該行政裁量権基準に関する文書を策定した。これにより、行政許可及び行政確認を実施する各種事項(例えば、輸出入貨物の輸出入許可制限、主導的組織が行う外資系研究開発センターの設備調達免除、税金還付資格に対する審査・認定、多国籍企業地区本部或いは外資系研究開発本部の認定など)の受理条件、処理手続プロセス、料金徴収の有無、必要資料、処理期限、処理結果などの具体的な状況が明確化された。北京の各日系企業が商務局に関するビジネス事項を取り扱う際は、この文書を参考に関連資料を準備し、当局との交渉を行うことができる。